

規制シート(様式)

180196102340001

平成28年12月7日

規制の名称	電気用品に関する安全規制	所管府省	経済産業省
根拠法令等	電気用品安全法(昭和36年法律第234号) 電気用品安全法施行令 電気用品安全法施行規則 電気用品の技術基準を定める省令	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	商務流通保安グループ 製品安全課 課長 安居 徹
規制目的	電気用品の製造、販売等を規制することで、電気用品による危険及び障害の発生を防止し、もって一般消費者の利益の保護を目的とする。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・政令で定める電気用品の製造又は輸入の事業を行う者は、経済産業大臣への届出が必要。 ・届出事業者が、届出に係る事業を承継、変更、廃止したときは、経済産業大臣への届出が必要。 ・届出事業者は、省令で定める技術上の基準に適合させ、省令に定める方式による検査を行い検査記録の保存が必要。 ・特定電気用品に関しては、国の登録を受けた検査機関での適合性検査の受検及び証明書の保存が必要。 ・届出事業者は、電気用品等の技術基準への適合義務を履行した際は、省令の定める方式で表示(PSEマーク)をすることができ、表示のない製品を販売又は販売の目的で陳列することができない。 <p>等</p>	関連する予算	商取引適正化・製品安全に係る事業(平成27年度 5.2億円の内数) : 試買テスト、規制品目の調査、技術基準の見直し等
規制の最近の 改廃経緯	<p>①電気用品の技術上の基準を定める省令を改正し、経年劣化による事故件数が多い5品目について、「製造年」と「設計上の標準使用期間」等の表示を義務づけ。(平成24年4月施行)</p> <p>②電気用品の技術上の基準を定める省令を改正し、品目毎に技術基準を詳細に定める仕様規定を新たに、電気用品の安全な性能を定めた性能規定とした。(平成26年1月施行)</p>	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	改正省令では、従来の技術基準が求めている安全性能を整理し、安全保安上不可欠な性能に限定するなど、規制の見直しを行ったところ。引き続き、消費者に対して安全な電気用品の流通を確保するため、技術基準に適合した製品のみ販売を許容するという法体系は維持する。また、同法その他、消費生活用製品安全法が改正され「長期使用製品安全点検制度」も新設される(平成21年4月施行)など、製品の経年劣化対策を引き続き実施することが重要である。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	-		
見直し条項	平成19年法律第116号第3条		
次の見直し時期	平成33年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

0001

180196102340001

<p>通知・通達等の名称 (発信者等を含む。)</p>	<p>20131220商第27号電気用品安全法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(大臣通達)</p>
<p>通知・通達等への委任の 根拠となる法令の条項</p>	<p>行政手続法第5条第1項,第12条第1項 (電気用品安全法及び、電気用品安全法施行規則に基づく)</p>
<p>通知・通達等が法令の 委任の範囲に入る理由</p>	<p>行政手続に伴う申請及び不利益処分に対する処分の審査基準を定めた通達であるため。</p>